

「必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

時間額 **786** 円

(効力発生日 平成28年10月1日)

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室	TEL 011-709-2311 (内線 3533)		
・札幌中央労働基準監督署	TEL 011-737-1190	・滝川労働基準監督署	TEL 0125-24-7361
・札幌東労働基準監督署	TEL 011-894-1120	・北見労働基準監督署	TEL 0157-23-7406
・函館労働基準監督署	TEL 0138-23-1276	・室蘭労働基準監督署	TEL 0143-23-6131
・江差駐在事務所	TEL 0139-52-1028	・釧路労働基準監督署	TEL 0154-42-9711
・小樽労働基準監督署	TEL 0134-33-7651	・名寄労働基準監督署	TEL 01654-2-3186
・倶知安支署	TEL 0136-22-0206	・留萌労働基準監督署	TEL 0164-42-0463
・岩見沢労働基準監督署	TEL 0126-22-4490	・稚内労働基準監督署	TEL 0162-23-3833
・旭川労働基準監督署	TEL 0166-35-5901	・浦河労働基準監督署	TEL 0146-22-2113
・帯広労働基準監督署	TEL 0155-22-8100	・苫小牧労働基準監督署	TEL 0144-33-7396